

洪武初年の海外貿易：朝貢・海禁体制前史

中島， 楽章
九州大学大学院人文科学研究院：准教授

<https://hdl.handle.net/2324/7378087>

出版情報：Toyo Gakuho. 103 (4), pp.33-62, 2022-03-17. 東洋文庫
バージョン：
権利関係：



洪武初年の海外貿易

——朝貢・海禁体制前史——

中 島 楽 章

はじめに

洪武年間に成立した明朝の朝貢・海禁体制は、①人民の海外渡航の禁止、②海外商船の中国来航の禁止、③海外通商の朝貢貿易への限定、という三要件が完備することによって完成した。ただし洪武年間に、①～③の措置がいかなる時期に、いかなるプロセスで、いかなる政策意図のもとで施行されたのかは、史料の限界により必ずしも明確ではない。

洪武年間における朝貢・海禁体制の成立過程については、大隅晶子・佐久間重男・曹永和などの専論があり、近年では、檀上寛がその成立過程を詳論している。檀上は洪武七（一三七四）年の市舶司廃止により、海外貿易を朝貢貿易に限定する「海禁Ⅱ朝貢システム」が成立したと説き、その目的は貿易統制による自然経済の維持と、朝貢関係を通じて国際秩序の確立であったと論じる。^{①②}さらに最近、岩井茂樹は海禁体制の成立過程を対日関係の推移を基軸に再検討し、日本との外交関係悪化の結果、洪武十四（一三八一）年に対日経済制裁の手段として全面的海禁が施

行され、海外貿易を朝貢貿易に一元化する「朝貢一元体制」が確立したと論じる。岩井は海禁政策には自然經濟の維持という意図は認められず、その目的はあくまで対日断交と經濟制裁の徹底にあったとみなす⁽³⁾。

一方、朝貢・海禁体制確立以前の海外貿易については、檀上は洪武元（一三六八）年前後の海禁施行後も、市舶司が存続していたことから、正規の手続を経れば國際貿易は許されており、洪武七年の市舶司廃止により民間の海外貿易が禁じられたと説く。また岩井も洪武初年に實際に外國商船による貿易が行われた若干の事例を紹介し、市舶司管理のもとで民間貿易が認められていたことを指摘する。ただし岩井は、洪武七年の市舶司廃止後もなお民間の海外貿易は許されており、洪武十四年の海禁強化により、民間貿易も全面的に禁じられたと論じるのである。

檀上や岩井の研究により、朝貢・海禁体制成立にいたる政治過程の議論は大きく深化した。ただし民間貿易の全面禁止にいたる過程とその時期については、なお理解が分かれており、それ以前の海外貿易の実態についても、若干の事例が紹介されるにとどまり、その全体像は明らかではない。一方、榎本渉は各種の日本史料により、洪武初年には禪僧などがしばしば商船に同乗して日明間を往來しており、日明間の民間貿易は活発であったことを示している⁽⁴⁾。以下、本稿では洪武七年の市舶司廃止にいたる海外貿易の実態を、『太祖実録』などの明朝史料に加え、高麗史料や日本史料も活用し、さらに東シナ海域の高麗・日本貿易のほか、南シナ海域の南海貿易の動向も含めて、全面的に再検討を試みてみたい。

一 洪武四年の海禁令の背景とその施行

洪武年間の海禁令として、史料的に確認できるものとも早い事例は、洪武四（一三七二）の詔令である。ここではまずその前提として、元代における海外貿易の動向を概観しておこう。⁽⁵⁾ 元朝は至元十四（一二七七）年以降、慶元（寧波）・泉州・広州などに市舶司を設置し、貿易管理と関税徴収（抽分）を行った。その後、一二九〇年代～一三二〇年代には、海外貿易の綱紀粛正などのため、四回にわたり市舶司を廃止し、海商の渡航を禁じたが、いずれも一時的措置にすぎず、二～三年で解除されている。⁽⁶⁾ また元代にも南海諸国による朝貢貿易は行われたが、その規模は限定的で、対外通商に占める重要性は低かった。

東シナ海域では、おもに華人商船が浙江の慶元や江南の太倉と、日本・高麗を往来して交易を行った。至治三（一三三三）年に朝鮮南西岸で沈没した新安沈船もその一つである。また南シナ海域でも南宋に引きつづき、華人商船が泉州・広州から南シナ海域に渡航し、インド西岸のマラバル海岸まで進出した。またムスリムなどのオルトク商人は、元朝政府や皇族・貴族の資本提供を受け、南海産品の調達を担った。泉州や広州には多数のアラブ系・イラン系などの商人が居留し、大規模なムスリムのコミュニティも形成された。

しかし十四世紀中期には元朝統治は解体に向かい、東南沿岸でも方国珍が慶元を拠点に浙江沿岸部を、張士誠が平江（蘇州）を拠点に長江下流域を支配し、江南から華北への海運もほぼ途絶してしまった。その一方、張士誠勢力は十七回、方国珍勢力は五回にわたり、高麗に海路で使者を派遣し通交を行っている。またこの時期には、方国珍の乱にともなう浙江近海の混乱により、慶元と博多を結ぶ「大洋路」の代替ルートとして、福建から南西諸島を北上し、肥後の高瀬港から陸路で博多にいたる「南島路」が利用されるようになる。⁽⁷⁾ さらに泉州では、至正十七（一

三五七）年に、亦思巴^{イスバシ}奚と呼ばれるイラン系武装勢力が蜂起し、北方の興化・福州にも侵攻した。この叛乱は、スンニ派とシーア派の対立を背景とする内訌も誘発し、至正二十七（二三六七）年に元朝の武將陳友定が亦思巴奚を鎮圧した際にも、多数のムスリムが虐殺され、ムスリムのコミュニティも壊滅してしまつた⁽⁸⁾。

至正二十七年、南京の朱元璋は張士誠を滅ぼし、方国珍を降伏させ、翌洪武元年に帝位に即き（洪武帝）、明朝を開く。同年には大都を攻略して元朝をモンゴル高原に駆逐するとともに、福建の陳友定、広東の何真を平定して中国沿海部全域を支配下に収めた。しかし東南沿海では、方国珍・張士誠・陳友定などの残党の活動が続き、倭寇の侵攻も拡大しつつあった。こうした状況下で、洪武四（一三七二）年十二月に、洪武帝は東南沿海の海防を統括していた呉楨に次のような詔令を下した。

呉王左相・靖海侯呉楨に詔し、方国珍の部する所の温・台・慶元三府の軍士、及び蘭秀山の田糧なき民の、嘗て船戸に充てられし者、凡そ十一万一千七百三十人を籍し、各衛に隸して軍と為さしむ。仍りて瀕海の民に禁じ、私^{ひそ}かに海に出づるを得ざらしむ⁽⁹⁾。

すなわち温州・台州・慶元（寧波）の方国珍の残党と、かつて「船戸」であつた蘭秀山の海民、計十一万人以上を兵士として衛所に編入するとともに、沿海部の人民が海上に出航することも禁じたのである。これが史料上確認できる明代最初⁽¹⁰⁾の海禁令である。

その九日後、洪武帝は大都督府の官に対して、次のような指令を下した。

朕、海道は外邦に通ず可きを以て、故に嘗てその往来を禁ぜり。近ごろ福建興化衛の指揮李興・李春、私^{ひそ}かに

人を遣わし、海に出てて賈を行わしむと聞く。……爾なほそれ人を遣わしてこれに諭し、犯す者あらば論ずること律(10)の如くせよ。

洪武帝は福建興化衛の軍官がひそかに海外密貿易を行つたことを知り、こうした密貿易者を、「律」により処罰することを命じたのである。ここでいう「律」とは洪武元年に頒行された最初の『大明律』を指す。洪武元年律は現存せずその内容も不明であるが、海外密貿易に関するなんらかの律文が存在した可能性もある。またこれらの記事に「仍りて瀕海の民に禁じ」、「嘗てその往來を禁ぜり」とあることから、海禁令は洪武四年十二月が初発ではなく、すでに洪武元年の「蘭秀山の乱」を契機に発令されていたと考えられている。⁽¹¹⁾

舟山群島北部の蘭秀山の海民は、元朝により「船戸」に編成され、江南から華北への海運を担っており、元末には方国珍勢力の主力部隊ともなっていた。方国珍の投降後、洪武元年二月に蘭秀山の海民集団は明朝水軍を襲撃し、三月には二百艘の船団で明州（寧波）を攻撃したが撃退され、その残党の一部は東シナ海を渡って高麗に潜伏した。洪武三（一三七〇）年には、高麗が蘭秀山の残党百余人を明朝に送還したが、その後も方国珍・張士誠の残党の活動はやまず、倭寇勢力とも結びついて中国沿岸部を脅かしていた。⁽¹²⁾このため洪武帝はあらためて海禁令を発し、沿海民の航海活動を禁じたわけである。

ただし従来の海禁研究では看過されているが、洪武四年十二月の海禁令発令には、より直接的な契機があった。それは遼東への軍糧海運問題である。明朝成立後も、遼東はモンゴル勢力の支配下にあったが、洪武四年二月、元朝の遼陽行省平章であった劉益が明朝に投降し、明朝は遼東半島に遼東衛を設置した。しかし劉益はほどなく殺害

され、遼東一帯には依然としてナガチュ（納哈出）などのモンゴル系勢力が割拠していた。これに対し、洪武帝は呉楨の艦隊を遼東に派遣し、軍糧海運と城塞建造を命じたのである。⁽¹³⁾ 華北沿岸では、元末から倭寇の活動が活発化し、江南から華北に向かう海運船がその主要な標的となっていた。⁽¹⁴⁾ 洪武四年十二月の海禁令は、呉楨による遼東への軍糧海運に際し、蘭秀山などの方国珍殘党と倭寇が結託して、海運船を襲撃することを防ぐための措置にはかならない。こうして衛所に編入された海民は、おもに運軍として海運に従事することになる。⁽¹⁵⁾

また洪武五年九月には、洪武帝は戸部に対して次のように命じた。「石隴・定海には旧^もと宣課司を設く。漁舟の出海有る故を以てなり。今既に禁有り。宜しくこれを罷め、民患と為る無からしめよ」。⁽¹⁶⁾ すなわち舟山群島の定海などでは、宣課司が設置され漁船に課税していた。しかしその後、「今既に禁有り」とあるように、おそらく洪武四年十二月の海禁令を受け、漁船の出漁自体が禁じられたため、宣課司の廃止を命じたのである。少なくとも浙江沿岸では、海外への密航のみならず、漁船の出漁も禁じるという、厳格な海禁が施行されたことがわかる。

二 朝貢貿易と市舶貿易

このように洪武初年には、沿海部の治安維持のために、漁船の出漁も許さないという厳格な海禁令が施行されていた。その一方、この時期には主要貿易港に市舶司が設置され、政府公認の海外貿易は、朝貢貿易と民間貿易の双方で活発に行われていた。

まず洪武初年の朝貢貿易の動向を概観しておこう。洪武帝は即位直後の洪武元年から三年にかけて、周辺諸国に

使者を派遣して朝貢をうながした。これを受けて、洪武二年にはベトナム・高麗・チャンパが、翌三年にはジャワ・西洋（南インド）が使者を派遣して来貢した。ついで洪武四年には日本・ブルネイ・三仏齊（マレー海域）・シヤム・カンボジアが、翌五年には瑣里（南インド）や琉球の中山王が来貢している。洪武六（二三七三）年以降は、チベットの西域方面など内陸アジアからの入貢も散見する。⁽¹⁷⁾ こうして洪武五年ごろまでに、東・東南アジアの主要諸国が明朝と朝貢関係を結ぶことになった。

周辺諸国の朝貢使節は、朝貢品と回賜品を授受するとともに、朝貢船が附帯した貨物（附搭貨物）を交易することも許された。洪武二年九月には、朝貢使節の応接・謁見儀礼を定めるとともに、附帯貨物に対する関税を免除し、明朝政府がその六割を買いあげることも規定された。⁽¹⁸⁾ こうした優遇策を受けて、洪武初年には各国の朝貢船が免税措置を享受して交易を行っていた。洪武三十（一三九七）年には洪武帝自身が往事を回顧して、「洪武初、海外の諸番は中国と往来し、使臣は絶えず、商賈はこれを便とせり」と述べ、朝貢関係の拡大にともない、同行商人による交易も活況を呈していたことを伝えている。⁽¹⁹⁾

このように洪武帝は朝貢貿易を保護・奨励するとともに、主要貿易港には市舶司を設置し、民間商船を管理し関税を徴収した。まず即位直前の至元二十七年十二月には、江南デルタの太倉劉家港に黄渡市舶司が設置されている。⁽²⁰⁾ 太倉の劉家港は、元代に江南から華北への海運基地となり、張士誠支配下でも海外貿易港として繁栄していた。⁽²¹⁾ 至正二十三（一三六三）年ごろには、朱元璋支配下の浙江山間部の商人も、浙江南部の温州から劉家港に渡航し、そこで食塩のほか、「硫黄・白藤・蘇木・棕毛」などを調達していたという。⁽²²⁾ このうち硫黄は日本・琉球からの、白藤・

蘇木・棕毛は東南アジアからの輸入品である。これらは慶元（寧波）や泉州から転送された可能性もあるが、十四世紀中期には浙江近海の混乱を避けて、慶元にかわり太倉が日本との通交の窓口として利用されることもあり、日本・琉球産の硫黄が直接に太倉に運ばれたとしても不思議ではない。

ついで明朝が浙江・福建・広東を平定すると、時期は不明だが、明州（寧波）・泉州・広州にも市舶司が設置された。ただし洪武三年二月には、「太倉の黄渡市舶司を罷む。凡そ番舶の太倉に至る者は、軍衛・有司をして同にその数を封籍せしめ、京師に送赴せしむ」とあるように、黄渡市舶司が廃止されている。⁽²⁴⁾十六世紀中期の鄭曉はその理由について、「海夷は黠（狡猾）にして、京師に近づかしむる勿きを以て、遂にこれを罷む」と説いており、⁽²⁵⁾従来はこうした記事により、外国船が南京（応天府）に近い太倉に入港することの治安上の問題が、黄渡市舶司廃止の原因とされていた。⁽²⁶⁾しかし岩井茂樹が論じるように、その後も太倉では、衛所官と地方官が外国船の積荷を登記・封印したうえで南京に送致していたのであり、外国船の太倉来航自体が禁じられたわけではない。⁽²⁷⁾

太倉市舶司の設置直後における、洪武帝の華人海商への対応を示す記事として、太倉に隣接する嘉定の文人王彝は、泉州の海商朱道山について次のように伝えている。

朱君道山は泉州の人なり。宝貨を以て海上を往来し、務めて信義あり。故に凡そ海内外の商たる者、皆な推して以て師と為す。時に両浙既に臣附するや、道山は首ず群商を率い、朝に入貢す。上は道山の能く遠人の先と為るを嘉納し、輦轂の下に居らしむ。優游として詠歌し、以て日月の末光に依り、遠人を懷柔する所以の道を示す。海外これを聞き、皆な道山の入貢の榮、是の如き有るを知る。是に至りて海舶は龍河に集まり、遠人の

来りて、以て都城を望み宮闕を瞻るを得たり。且つ人の中国の衣冠礼楽の盛んなるを見、相い与に詠歌せる者は、啻に道山入貢の榮のみならざるなり。⁽²⁸⁾

朱道山は海上貿易に活躍した泉州海商のリーダーだったが、明朝が成立すると、海商たちを率いて南京に赴き入貢した。洪武帝はこれを嘉納し、彼らを南京に滞在させ優遇した。それを知って海外の商人たちも、長江を遡上して南京に赴いて入貢したという。

朱道山の「入貢」の時期は明記されていないが、「時に両浙既に臣附するや」とあるので、張士誠・方国珍を制圧した直後の洪武元年のことであろう。この時点では朝貢貿易はまだ始まっていない。元代には元朝政府・皇族から資本提供を受けたオルトク商人や、一般の海商が元朝宮廷に南海産品を「呈献」・「進奉」し、「回賜」を受けるという形態での奢侈品交易（中買宝貨）がさかに行われていた。こうした「呈献」と「回賜」は、実質的には元朝宮廷との交易であったが、市舶司での関税徴収は免除されていた。⁽²⁹⁾ 朱道山らの洪武帝への「入貢」も、元代の海商による「呈献」の延長上に位置づけられるだろう。

なお朱道山は南京を辞して泉州に帰る途中で太倉に滞在しており、そこで旧知の海商であった孫天富・陳宝生らが、王彝に彼を顕彰する文章を依頼したのだという。王彝は元末の至正二十五（一三六五）年に、上記の孫天富・陳宝生についても、次のような小伝を記しており、朱道山の「入貢」の背景を考える手がかりとなる。

孫天富・陳宝生は皆な泉州の人なり。……初め宝生は幼くして孤たり。天富はこれと約して兄弟と為り、乃ち共に貨泉を出だし、謀りて海外に賣と為る……。その渉る所の異国は、高句驪より外、閩婆・羅斛の若く、凡

そ東西の諸夷、中国を去ること亡慮^{およそ}数百万里たり。……天富の字は惟善、宝生の字は彦廉、今は呉の太倉に居⁽³⁰⁾す。

泉州の孫天富・陳宝生は義兄弟の契りを結び、合資して海外貿易に従事し、高麗からジャワ・ロブプリー（シャム）にいたるまで、東・南シナ海域でひろく交易に従事した。ただし至正二十五年時点では、彼らは太倉に移住していたという。また蘇州の文人であった陸仁も、孫天富・陳宝生について「南は真臘^{カンボジア}と閩婆^{あまい}に賈^{あま}し、東は三韓及び暹羅^{シヤム}を極む」と述べ、その後は「泉州から移家し、この妻（太倉）の阿^{きよ}に来る」と伝えている。⁽³¹⁾至正二十五年の泉州は亦思巴奚の乱の末期で混乱の極にあつた。孫天富・陳宝生はこの動乱を避けて張士誠のもとで海外貿易港として繁栄していた太倉に拠点を移したのだらう。⁽³²⁾その三年後、朱元璋が福建を平定した前後に、朱道山はおそらく孫天富・陳宝生らの手引きでいち早く洪武帝に「入貢」したのだと思われる。

翌洪武二（一三六九）年五月、洪武帝は福建省の設置に際し、「福建は地は大海に瀕し、民物は富庶なり。番舶は往来し、私交^{わあ}する者衆^{おほ}し。往事、官吏は多く利の為に誅^{いざな}われ、罪戾に陥る」と訓諭している。⁽³³⁾福建には海外商船が往来し、それらと「私交」する者や、その利権に誘われ処罰される官吏も多かったという。この時点で泉州にはすでに市舶司が設置されていたと思われるが、市舶司を通さない海外商船との密貿易も止まなかったようである。ここでも洪武帝は福建における海外貿易自体を問題としているのではなく、むしろ市舶司を通じた、安定的な貿易管理と関税徴収を企図しているのである。

太倉の黄渡市舶司が廃止された洪武三年二月以前は、泉州の海商も黄渡市舶司において関税を納入していたにち

がない。しかしその後明州・泉州・広州に市舶司が設置され、日本や東南アジアからの商船はこれらの市舶司が管轄することになる。一方、黄渡市舶司の廃止後は、太倉に入港した高麗などの商船は、直接南京に送致することになった。総じて即位直後の洪武帝は、周辺諸国との朝貢貿易にくわえて、市舶司を通じた商船貿易、有力海商の「入貢」などの民間貿易も保護奨励し、その利益を確保する政策をとっていた。こうした対応は、市舶司を通じて民間貿易を管理するとともに、オルトクや一般海商と、「貢獻」形式の奢侈品交易も行っていた、元朝の通商政策との連続性も認められる。ただし明朝では、当初から朝貢貿易の重要性がかなり高かったことが特徴的である。

三 洪武初年の高麗貿易

明朝の周辺諸国のなかでも、洪武初年に特に活発な朝貢貿易を行ったのが高麗である。明朝成立直後、高麗はなお元朝（北元）との通交も続けていたが、洪武二年四月に明朝使節が高麗に到来すると、恭愍王^{（34）}はただちに使節を南京に派遣して即位を慶賀した。翌年五月には明朝使節が再来し、恭愍王を高麗国王に冊封して、朝貢・冊封関係が確立した。^{（35）}当初は高麗の朝貢については回数制限もなく、洪武二～六年には毎年二～四回の朝貢使節を派遣している。^{（36）}洪武四年までは遼東はモンゴル勢力の支配下にあり、その後も軍事的緊張が続いていたため、当初は高麗使節は遼東経由の陸路ではなく、一般に海路で太倉や明州に渡航した。高麗は遼東のモンゴル勢力を牽制し、倭寇の侵攻を防ぐために戦略的重要性が高く、洪武帝も高麗との関係を重視し、その朝貢貿易に対しても優遇策をとっている。

前述のように、洪武二年九月には朝貢使節の附帶貨物の関税免除が定められているが、翌三年十月には、中書省が「高麗の使者、入貢するに多く私物を齎して貨鬻す。請うらくはその税を征せんことを」と、高麗の朝貢使節が、附帶貨物とは別に持ちこんだ私物に対して課税することを求めた。しかし洪武帝は「遠夷は万里を跋涉して来る。暫爾貨を鬻りて利を求むるは、商賈と同じくは論じ難し」として、私物についても免税という寛大な措置を命じている。⁽³⁷⁾ また翌四年三月には、中書省が「高麗国の郎将李英等、朝貢に入るに因りて、多く物を帯びて出境せんとす」と、高麗使節の随行武官が、多量の中国産品を持ちだすことを禁じるように求めたが、洪武帝は「詔して禁じる勿らしめ」たという。⁽³⁸⁾

こうした優遇策をうけて、高麗使節は大量の私物を商品として持ちこんだようである。『高麗史節要』では、当時の状況を次のように伝える。「恭愍王の朝には、朝聘せる者は多く金銀・土産を齎らし、彩帛・輕貨を市えり。識者有ると雖も、権貴の托す所に迫られ、私装は貢献の十分の九を居む。中国は以為く、高麗人は事に仮りて大いに貿易を貪りて来るのみと」。⁽³⁹⁾ 洪武七年以前の恭愍王時代には、誇張もあるうが、高麗使節のもたらす貨物の九割を私物が占め、中国では高麗人は商売目的で朝貢に来るのだと称されたという。

また洪武四年九月の戸部の上言には、次のようにある。「高麗・三仏齊入貢す。その高麗の海舶は太倉に至り、三仏齊の海舶は泉州の海口に至る。並びにその貨を征するを請う」。⁽⁴⁰⁾ 高麗・三仏齊の朝貢に際して、「海舶」も太倉・泉州に入港し、戸部はその積荷への課税を求めたのである。しかし洪武帝は、やはり「海舶」への課税を認めなかった。すでに洪武二年には、朝貢船の附帶貨物の免税措置が定められているので、これらの「海舶」はおそらく朝貢

使節の乗船に同行して来航した商船であろう。こうした商船の積荷についても、附帯貨物に準じた免税措置が認められたわけである。このように洪武初年の高麗の朝貢貿易では、進貢品や附帯貨物以上に、使節の個人的商品や同行商船の船載品などの交易が大きな比重を占めていたと思われる、かつそれらすべてが免税とされていたのである。

また朝貢貿易とは別に、民間商船も江浙沿海と高麗を往来して交易を行っていたようである。たとえば洪武三年には「明州人の鮑進保」が高麗から帰航し、高麗西岸に蘭秀山の残党が潜伏していると告発したが、彼は高麗貿易に従事する明州の海商の可能性が高いという。⁽⁴¹⁾ 洪武五（一三七二）年五月には、高麗の高官が蘭秀山残党から「唐船」を購入したことが発覚し、洪武帝がその返還を命じており、蘭秀山残党が高麗の沿海社会のみならず、高麗政府中枢とも関係を有していたことが指摘されている。⁽⁴²⁾

さらに洪武五年十二月には、洪武帝は高麗使節に聖旨を下し、従来の朝貢優遇策から一変して、高麗の対明通交をめぐる疑念をはげしく指弾した。そのなかで洪武帝はさきに高麗が誓約していた済州島の軍馬進献の遅れを責めるとともに、「売買を倣し^なに来る人毎は、答緊^{たいつ}ならざる布席もて来たり、却つて一箇の馬もて来たりて販売せず」と叱責している。高麗商人は不必要な綿布や敷物ばかり持ちこみ、肝心の馬匹を売りにこないというのである。また洪武帝はこの聖旨で、高麗の宦官が一隻の船で南京に赴き、「売買を倣^なして打細す」、すなわち交易をしつつ間諜行為も行ったとも非難している。⁽⁴³⁾ おそらくこの宦官のほかにも、高麗商人が太倉から南京など江南各地に赴き、交易を行っていたのであろう。

四 洪武初年の日本貿易

洪武帝は即位直後から日本にも使節を派遣して朝貢を促したが、高麗とは異なり、南北朝の動乱の渦中にあつた日本との朝貢・冊封関係は安定しなかつた。その一方、日本側の史料によれば、洪武初年には商船に同乗して日明間を往来する人々も少なくなかつた。

洪武帝は高麗と同時に、洪武元年末に日本にも使節を派遣して即位を告げたが、この使節は途中で海賊に殺害されたようである。翌二年にはあらためて楊載を日本に派遣したが、大宰府を支配する南朝の懷良親王かねむすは通交を拒絶した。翌三年、洪武帝はさらに趙秩を日本に派遣し、懷良親王もその説得に応じて、翌四年に僧祖来そらいらを明朝に派遣して朝貢することになる。洪武帝はこれを受けて、翌五年に懷良を日本国王に冊封するため、禪僧の仲猷祖闡そせん、天台僧の無逸克勤らを派遣した。しかし祖闡らが博多に来航すると、懷良はすでに北朝に敗れて大宰府を追われており、祖闡らは北朝方により博多に抑留されてしまった。⁽⁴⁴⁾

洪武五年九月には、博多に抑留中の無逸克勤が、京都の天台座主に書簡を送り、北朝とのあつせんを依頼したが、そこでは洪武帝が祖闡・克勤らを派遣した意図について、次のように記している。「今密かに我ら二人を以て王に告げて知らしむ。大国の民、数しばしばば我が疆を寇す、王宜しくこれを禁ずべし。商賈通ぜず、王宜しくこれを通ずべし」。また克勤はこの書簡で、彼らは皇帝の命と仏法の五戒に従つて来日したと述べ、次のように記す。「人に勧めて寇を禁ずるは、不盜戒なり。両国の好を修め、商賈をして交通せしめ、民はその土に安んじ、兵は境を加えざるは、不

殺戒なり」⁽⁴⁵⁾。彼は洪武帝が日本に遣使した主要目的は、倭寇禁圧とともに、日本との商船往来の開始にあったと説くのである。

洪武帝は祖闡らの派遣にさきだち、日本僧の椿庭海寿から日本の国情を聞いており、それもふまえて懷良親王との交渉を指示したと考えられている⁽⁴⁶⁾。克勤の書簡は博多抑留中に北朝方に送られたものだが、倭寇禁圧と通商開始という要求は、洪武帝の指示を受けたものであろう。翌六年、祖闡と克勤は京都に赴き足利義満と会見したが、日本国王冊封の目的はたせず、翌七年に博多から帰国した。この際、義満は聞溪円宣らを朝貢使節として同行させたが、洪武帝は正式な表文（上奏文）がないために、その朝貢を却下した。

その後、洪武十三（一三八〇）年には、「征夷將軍義満」が丞相あてに不遜な書状を送っている。翌洪武十四（一三八二）年にも、義満は日本国王良懷（懷良）の名義の使節を派遣したが、洪武帝はその朝貢を却下し、みずから日本を激しく糾弾する文書を起草し、礼部から日本国王と征夷將軍への問責という形式で日本に送った⁽⁴⁷⁾。このうち征夷將軍あての文書には、次のような一節がある。「往者、我が朝初めて中土を復するや、彼の日本の僧俗多く至る。間に使と云わば、則ち礼を加えてこれを礼し、或いは商と云わば、則ちその去来を聴す⁽⁴⁸⁾」。洪武初年には日本の僧侶や俗人が多く到来し、洪武帝は使節を礼遇するとともに、商人にも自由な往来を認めていたというのである。

実際に洪武初年に、商船が日明間を恒常的に往来していたことは、禅僧などの渡航記録からも確認できる。まず洪武元年に中国の戦乱がひとまず終息すると、絶海中津が他の禅僧たちとともに「商船に附して渡海」し、江南の戦乱を逃れて博多に寄寓していた蘇州の文人陸仁も、彼らとともに帰国した。陸仁は「余は博多より高瀬に至り、

將に海杭〔航〕に附して瀾西（江南）に皈らんとす」と記しており、彼らは高瀬から南島路・福建經由で江南に渡ったことがわかる。⁽⁴⁹⁾ 同年二月には蘭秀山の乱が発生しており、浙江近海の混乱を避けたのであろう。同年には中国僧の際菴明聰が明朝から渡来し、元末に來日した道元文信の帰国もこのころと推定されている。また後世の記事ではあるが、洪武二年には医家の陳外郎家の初代陳順祖が來日し、やはり医家の竹田家の初代昌慶が入明したとも伝えられる。⁽⁵⁰⁾ これらも日明通交の開始以前に、商船に同乗して日明間を往來した事例である。

洪武三年には興東藏主が江南から帰国して、義堂周信に面会し、「今江南には明州の海辺に於いて造船し、將に高麗國を伐たんとす。恐らくは當に吾國にも及ばんか」と伝えている。⁽⁵¹⁾ おそらく彼も明州から商船で帰国したのであろう。なお同年に趙秩がもたらした洪武帝の懷良親王への詔諭によれば、倭寇討伐のため「巨舟を整飭し、爾の邦に罰を致さんと」したが、懷良が倭寇の黒幕ではないと知り、「暫く造船の役を停む」ことを命じたという。⁽⁵²⁾ 興東藏主が明州で実見したのは、この倭寇討伐のための造船事業であらう。

洪武四年には、明州象山県の張章が、本国での戦乱を避けて「商船に附して來たり」、のちに出家して円覺寺に入ったという。⁽⁵³⁾ 明州沿海の象山県は、洪武元年には蘭秀山勢力によって攻略されており、その後も蘭秀山の殘党狩りや厳しい海禁が続いたと思われる。張章はこうした混乱を逃れて商船で日本に渡ったわけである。翌洪武五年、明朝使者の祖闌らが趙秩とともに來日した際には、上述の日本僧椿庭海壽が通訳として同行した。椿庭の乗船は祖闌らの博多到着に先立ち、四月に肥後高瀬に入港しており、先遣隊として商船で帰国した可能性が高いという。⁽⁵⁴⁾ また洪武七年四月、明使一行が博多から帰国する際、趙秩は彼らが日本の禪僧と交わした詩文集『雲門一曲』に序文

を寄せているが、その一節には、「築〔筑〕州の石城は中国を取ることに近く、舟航を通じ、商賈の聚まる所なり」とある。⁽⁵⁵⁾ 石城（博多）と中国の間には商船が往来し、商人が集まっていたというのである。

さらに日本の朝貢船に同乗して渡航する禅僧も多かった。上述の趙秩の詩序には、誇張もあろうが、「使僧・使官の帰朝と共に、僧の中国に慕い遊ぶ者は数百輩有り」と記す。洪武七年六月には、日本僧宗岳ら七十一人が南京にいたり、洪武帝は彼らを明朝仏教界の中枢寺院であった天界寺に収容し、僧衣を給付した。彼らは明朝使節の帰国に際して、朝貢船に同乗して渡航した「数百輩」の一部だと考えられている。⁽⁵⁶⁾ なお天界寺の住持であった季潭宗渤のもとには、絶海中津をはじめ多くの日本僧が参禅していた。⁽⁵⁷⁾ 宗渤の「贈日本僧」と題する詩の一節には、「海外より商船に趁^{したが}い、江東に住むこと幾年」とあり、⁽⁵⁸⁾ この日本僧の名前や渡来時期は不明だが、日本から商船に同乗して来航したことがわかる。

このように洪武帝は日本との通交交渉に際して、朝貢秩序の確立とともに、通商関係の開始も意図していた。通交交渉自体は順調には進まなかったものの、その間も商船は日明間を恒常的に渡航しており、禅僧などの人々が、商船に同乗して往来していたのである。

なおこの時期には日明交渉から派生して、明朝と琉球との通交も始まっている。洪武二年に日本に派遣された楊載は、翌三年に趙秩が日本に派遣された際にも、問諜として拘束された日本僧らを送還するため日本に再渡航し、翌四年に南島路により琉球経由で帰国した。洪武帝は楊載の報告を受けて、翌五年に彼を琉球に派遣し、同年末には琉球の中山王察度が、楊載とともに王弟を派遣して朝貢したのである。⁽⁵⁹⁾

五 洪武初年の南海貿易

洪武初年の南海貿易については、高麗・日本とは異なり、相手国側の史料が残されていないが、『太祖実録』などの明朝史料により、その動向をあるていど検証することができる。前述のように、洪武帝は洪武元年から三年にかけて、東南アジア諸国に使者を派遣して即位を告げ、これを受けて洪武二年にはベトナム・チャンパ、翌三年にはジャワ、翌四年にはブルネイ・三仏齊・^{ザイバジュ}シヤム・カンボジアが入貢している。

そのなかでも特に積極的に朝貢貿易を行ったのは、「暹羅斛」すなわちシヤムのアユタヤ朝であった。「暹羅斛」とは暹（アユタヤ）と羅斛（ロップリー）の連称である。アユタヤ朝はウートーンが一三五一年に開いたとされ、一三六九年にはその王妃の兄がボーロラマーチャ王として即位した。⁽⁶⁰⁾この年には明朝の使節がはじめて到来し、これを受けて翌四年には二回、翌五年には一回、シヤム国王の使節が入貢している。五年十月には、洪武帝はそれまでの朝貢奨励策を一変し、海外諸国の朝貢回数に三年に一回に制限した。ところが翌六年にも、シヤムからは国王使節が四回、国王の姉名義の使節が二回にわたり入貢しており、さすがに姉名義の朝貢は却下されたものの、国王の朝貢は認められている。⁽⁶¹⁾

さらに翌七年三月にも、シヤム国王の使節と称する者が入貢した。その供述によれば、彼は前年に別の朝貢船とともに来航したが、乗船が広東近海で難破して海南島に漂着し、残った積荷を集めて来朝したのだという。しかし洪武帝は彼が国王の表文を持っていないため、「疑うらくは必ずや番商ならん」として、朝貢を却下している。⁽⁶²⁾この

時点では市舶司はなお存続しており、外国商船の来航も可能だったが、彼が朝貢使節の一員と称して入貢したのは、その真偽は別として、朝貢船に対する免税措置を求めていることであろう。

シヤムの朝貢開始は他の諸国よりも遅かったにもかかわらず、洪武七年までの朝貢総数は、却下された事例も含め計十回を数え、高麗の十三回に次ぎ、南海諸国のなかでは突出して多い。後世の年代記の伝承によれば、アユタヤ朝の開祖ウートーンは中国皇帝の皇子であったが、国外に追放されてマレー半島にいたり、大量の蘇木を皇帝に献上して赦免され、のちにアユタヤで王朝を開いたという。この伝承が、アユタヤ王家の出自と華人集団との密接な関係を示すことは疑いない。アユタヤの華人集団の経済力は、彼の王権を支える主要基盤の一つであり、ポーロラマーチャ王の即位の背景にも、アユタヤの華人集団の利害が関係している可能性があるという。⁽⁶³⁾このように王権と結びついたアユタヤの華人集団が、活発な朝貢貿易を主導したのだと考えられる。

洪武初年には、東南アジア諸港市の華人海商は、各国の朝貢貿易を担っただけではなく、市舶司を通じた民間貿易にも活発に従事していたようである。前述のように、洪武二年には洪武帝は福建行省について、「番舶往来し、私交する者多し」と述べているが、これらの「番舶」の多くも、東南アジア各地の港市を拠点とする華人系海商の商船だと思われる。また洪武四年七月にはチャンパの朝貢使節がベトナム陳朝の侵攻を訴え、兵器の下賜を請願した。洪武帝はこれを受けて陳朝に撤兵を指示したが、兵器の下賜は認めなかった。一方で福建行省に対しては、「占城の海舶の貨物は、皆なその征を免じ、以て懷柔の意を示せ」と、チャンパの「海舶」の関税免除を命じている。⁽⁶⁴⁾おそらくチャンパに対する援助策として、臨時的に商船に対する免税措置を認めたのであろう。

洪武三年八月には、華人海商の南海貿易をめぐる、次のような事案も記録されている。

瓊州の海商、香貨を以て京に入らんとし、道に溺死す。有司は数を驗べ、その什に一を征し官に入れんことを請う。上曰く「その人は既に不幸にして死す。將た誰より征さんや。同行せる者をして与にこれを鬻がしめ、貨る所を歸してその家を資けよ」と。⁽⁶⁵⁾

瓊州（海南島）の海商が香料などを積んで南京に向かう途中、海難事故で死亡した。このため地方官は積荷の十分の一を徴税しようとしたが、洪武帝はその免除を命じたのである。洪武年間には国内商税の税率は三十分の一と定められていたので、⁽⁶⁶⁾十分の一とは市舶司における関税徴収（抽分）の税率であろう。東南アジアの華人系海商だけではなく、中国沿岸部の華人海商も南海貿易に従事し、市舶司で関税を納付していたわけである。

また洪武六年二月には、次のような記事も伝えられている。

海賣の^{ムスリム}回回、番香の^{アラック}阿刺吉を以て獻と為す。阿刺吉とは華言の^{しょうびろ}薔薇露なり。……上曰く、中国の藥物には疾を療すべき者甚だ多し。これは特だ^{いたずら}容飾の資と為り、徒に奢靡を啓くのみ。却けて受けず。⁽⁶⁷⁾

ムスリム海商（海賣の回回）が番香の阿刺吉を洪武帝に呈獻したが、不要の奢侈品として却下された。阿刺吉とは通常は南海産の蒸留酒を指すが、ここではイラン特産の、バラの花を蒸留した香油の薔薇露を指すようである。⁽⁶⁸⁾前述のように、元代にはオルトク商人や一般海商が元朝宮廷に南海産品を「呈獻」し、「回賜」を受ける形式での奢侈品交易が行われていた。この「海賣の回回」も、明朝宮廷と「呈獻」形式による交易を試みたと思われるが、洪武帝は奢侈品貿易自体に否定的見解を示して拒絶したのである。

洪武初年には、東南アジア大陸部のアユタヤ朝とともに、島嶼部では三仏斉が活発な対明貿易を行っていた。宋代にしばしば朝貢使節を派遣した三仏斉は、アラビア語ザーバジュ（小ジャワ）の音訳とされ、マレー半島からスンダ海峡にいたるマレー海域の諸港市の総称であった。⁽⁶⁹⁾ 洪武三年に明朝が三仏斉に遣使すると、翌四年には三仏斉国王の馬哈刺扎八刺卜（マハーラージャ・プラブ、大王の意）が、翌五年には同じく怛麻沙那阿者（原音不詳）が朝貢使節を派遣した。これらはいずれもスマトラ中東部のジャンビの王に比定されている。⁽⁷⁰⁾ また前述のように、洪武四年には朝貢船とともに太倉・泉州に来航した高麗・三仏斉の「海船」に対し、朝貢船に準じた関税免除を命じている。

さらに洪武七年九月には、三仏斉国王として麻那哈宝林邦（マハーラージャ・パレンバン）、すなわちパレンバン王の使節が来朝した。⁽⁷¹⁾ パレンバンはかつてのシュリービジャヤの王都であったが、当時はジャワのマジャパヒト朝に従属していた。この朝貢使節には通事が同行しており、華人集団の関与を示唆している。おそらく明朝の成立を好機として、ジャンビやパレンバンを拠点とする華人海商が現地の王権と結んで、宋代に用いられていた三仏斉という朝貢国名を利用し、朝貢船を派遣したのであろう。

さらに三仏斉からは、民間商船も大量の胡椒などを中国市場に供給していたようである。洪武帝は「命中書西河等处中糧」と題する詔令において、次のように述べている。

嘗て聞く、凡そ中国を有する者、利は南海に尽くすと。今を以てこれを観るに、若し海道を放通し、諸番の微貢を納れ、その来商従り、市舶の所、官はその入を得、古に合う徴を取らば、則ち十州の曠税に比ぶべし。朕は華夏を新定し、辺戍に民を勞するも、西番の地は中塩もて得る所の供は甚だ薄し。邇来、三仏斉の胡椒は已

に四十余万に至れり。即今倉^{ぐら}に在る椒も又た百余万の数あり。価錢を軽く定め、榜を出して好利の者に西河及び梅川の両処に往きて中糧せしめば、腹裏の民、転運の艱辛を免るべし。⁽⁷²⁾

ここで洪武帝は、南海諸国との朝貢貿易を受けいれるとともに、市舶司を通じて海商から関税を徴収すれば、内地の十州の税額に相当する収入があると説く。一方、西番の地では塩産額が乏しいため、駐屯軍に軍糧を納入した商人に塩の販売権をあたえる開中法では、十分な軍糧を確保できない。この時点で三仏齊から輸入された胡椒は四十万斤に達しており、倉庫には百万斤以上の胡椒が貯蔵されている。このため洪武帝は、西河・梅川に軍糧を納入した商人に胡椒の販売権をあたえ、内地の人民が西方辺境に軍糧を運搬する労力を省くように命じたのである。西河・梅川とは、陝西行省の鞏昌府^{きやうしやうふ}に属する西河と、同じく岷州衛^{びんしやうゑい}に属する梅川を指すと思われる、いずれも現在の甘肅省東南部に位置する。

この詔令の発令時期は不明だが、「朕は華夏を新定し」とあるので、洪武初年のものであり、また明軍が陝西一帯を平定したのは洪武二年八月なので、それ以降の発令である。⁽⁷³⁾ 三仏齊からの四十余万斤という胡椒輸入額は、洪武十一年（一三七八）年にバハンが朝貢した二千斤、同十五（一三八二）年にジャワが朝貢した七万五千斤と比べても突出している。⁽⁷⁴⁾ これらは「諸番の微貢を納れ、その来商従り、市舶の所、官はその入を得」とあるように、朝貢船の進貢品と附帯貨物、および民間商船から市舶司が徴収した関税と、政府が買いあげた商品である。またこの施策が、西北辺境の軍糧納入と、東南沿海での胡椒販売の双方に関わるような（販売権を他の商人に転売した可能性もあるが）、大量消費品の長距離交易に従事する商人の存在を前提としていることにも注意すべきである。

おわりに

洪武帝は即位直後から、おそらく蘭秀山の叛乱を契機として海禁を命じ、洪武四年十二月には、遼東遠征のための海運保護を直接の要因として、あらためて海禁令を発した。その後も浙江沿岸では、漁船の出漁も許さない厳しい海禁が施行されている。その一方、洪武初年には朝貢貿易を促進するとともに、市舶司を通じた民間商船の貿易も公認しており、泉州商人の「呈獻」も受納するなど、元末の混乱で衰退した海外貿易の奨励を図っていた。

東・東南アジア諸国のなかでも、もともと活発に朝貢貿易を行ったのは高麗であった。高麗の朝貢使節は私物交易の免税も認められ、貨物の大半を私物が占めたとされ、朝貢船に同行する商船の貨物も免税とされている。一方、日本との朝貢貿易は高麗とは異なり安定しなかったが、洪武帝は日明間の民間貿易も容認しており、実際に禅僧などが日本の使節船のほか、商船に同乗して日明間を往来することも多かった。

また南シナ海域では、特にシャムのアユタヤ朝が、王家と華人海商との密接な関係を背景として活発な朝貢貿易を行っており、中国沿岸の華人海商や、ムスリム海商も南海貿易に従事している。特に三仏斉からは大量の胡椒が輸入されており、朝貢船の附帯貨物や、市舶司が関税として徴収した胡椒は、西北辺境への軍糧納入の代価にも充てられていた。

このように洪武初年には朝貢貿易・市舶貿易の双方で、東・南シナ海域では活発な海上貿易が行われていた。しかし洪武七年九月にいたり、洪武帝は明州・泉州・広州の三市舶司を廃止する。その政策意図について、大隅晶子

はそれまでも海禁令により中国商船の海外渡航を禁じていたが、市舶司廃止により外国商船の来航も不可能となり、民間貿易が全面的に禁じられたと説く。⁽⁷⁵⁾ 一方、檀上寛は海禁令のもとでも市舶司を通じて海外貿易は認められていたが、洪武七年の市舶司廃止により、外国商船の来航・中国商船の海外渡航とともに禁止され、全面的海禁が成立したと論じる。⁽⁷⁶⁾

これに対し、岩井茂樹は洪武七年の三市舶司廃止以後も、民間の海外貿易は許されており、市舶司に代わり地方官府が貿易管理を担ったと推定する。しかし洪武十四（一三八二）年十月には、日本に対する経済制裁を主目的として海禁令を強化し、民間の海外貿易を全面的に禁じ、対外通商を朝貢貿易に一元化したと論じるのである。⁽⁷⁷⁾

岩井が論じるように、洪武三年の黄渡市舶司廃止の後も、太倉では地方官府が海外商船を臨検して南京に送っており、洪武七年の三市舶司廃止後も、地方官府が外国船の管理を担っていたと想定することは不可能ではない。しかし管見のかぎり、洪武七年九月の三市舶司廃止から、洪武十四年十月の海禁令発布の間に、本稿で紹介したような民間商船による海外貿易の事例は、中国商船の渡航にしろ外国商船の来航にしろ、まったく確認できないのである。⁽⁷⁸⁾ こうした截然たる断絶を、史料の残存状況だけで説明することは難しいであろう。やはり洪武七年の三市舶司廃止によって、一般人民の海外渡航だけではなく、国内外の海商による市舶司を通じた貿易も含め、全面的海禁が施行された可能性が強い。

洪武七年の市舶司廃止の時代的背景としては、おそらく洪武五年を転機とする、明朝をめぐる対外関係の緊張激化があるのではないか。この年、明軍はモンゴル高原で北元に大敗を喫し、遼東でも納哈出の反撃により大打撃を

受けた。倭寇の侵攻も江南・浙江近海に拡大し、南シナ海域でも海寇が激化していた。こうした内陸・海域辺境での危機的状況をうけ、同年十月には洪武帝は従来の朝貢奨励策を一変し、高麗や南海諸国の朝貢の抑制を命じ、洪武七年三月にも、高麗や南海諸国の朝貢抑制をかさねて命じている⁽⁷⁹⁾。

さらに洪武九（一三七六）年五月、洪武帝は「秦・蜀の軍民を禁じ、西番に入りて互市するを得る母らしむ」と、陝西・四川の軍民が、西番（中央アジア・チベット）に赴き互市を行うことを禁じた⁽⁸⁰⁾。その後も内陸アジアの商人が中国に赴いて交易を行うことは許されていたが、西北辺境に比べて、倭寇や海寇などの治安問題がより深刻であった東南沿海では、華人商船の出航とともに海外商船の来航も禁じられ、全面的海禁が施行されたのだと考えられる。そして岩井が詳論するように、洪武十四年には日本との関係悪化を受けて、かさねて海禁令を発し、海禁の徹底と海洋統制の強化を図ったのであろう。このような洪武五年を転機とした朝貢・海禁体制の成立過程やその後の動向、および『太明律』の規定や明朝の経済政策との関連などについては、稿を改めて論じることにした。

註

- (1) 大隅晶子「明代洪武帝の海禁政策と海外貿易」、『山根幸夫教授退休記念明代史論叢』上巻、汲古書院、一九九〇年）、佐久間重男『日明関係史の研究』（吉川弘文館、一九九二年。以下、佐久間『日明関係史』と略称）序論「明代の対外方針」、曹永和「試論明太祖的海洋交通政策」〔中国海洋史論集〕聯経出版事業公司、二〇〇〇年。また李慶新『明代海外貿易制度』（社会科学文献出版社、二〇〇七年）第二章「明前期朝貢貿易及其管理体系」など、明代海外貿易の専著において朝貢・海禁体制を論じた研究も多い。
- (2) 檀上寛『明代海禁Ⅱ朝貢システムと華夷秩序』（京都大学学術出版会、二〇一三年。以下、檀上『華夷秩序』と略

称)第一部「明朝と海禁」朝貢システム」。

(3) 岩井茂樹『朝貢・海禁・互市 近世東アジアの貿易と秩序』(名古屋大学出版会、二〇二〇年。以下、岩井「朝貢・海禁」と略称)第二章「貿易の独占と明の海禁政策」。

(4) 榎本渉『東アジア海域と日中交流——九〜一四世紀——』(吉川弘文館、二〇〇七年。以下、榎本『日中交流』と略称)第三章第一章「一四世紀後半、日本に渡来した人々」。

(5) 以下、おもに高栄盛『元代海外貿易研究』(四川人民出版社、一九九八年)による。

(6) 岩井「朝貢・海禁」七五〜八五頁では、『元史』卷九十四、食貨志二、市舶の記事により、海禁令による民間貿易の禁止が元代前半の基調であったとする。しかし『元史』市舶の記事は必ずしも正確ではなく、ここでは高栄盛前掲書、五〜三五頁の見解に従う。

(7) 元末の海外貿易と方国珍の乱については、檀上寛「方国珍海上勢力と元末明初の江浙沿海地域社会」(『東アジア海洋圏の史的研究』京都女子大学、二〇〇三年)、榎本『日中交流』第二部第二章「元末内乱期の日元交通」などを参照。

(8) John W. Chaffee, *The Muslim Merchants of Premodern China: The History of a Maritime Asian Trade Diapora, 750-1400*, Cambridge University Press, 2018, pp. 157-161.

na: *The History of a Maritime Asian Trade Diapora, 750-1400*, Cambridge University Press, 2018, pp. 157-161.

(9) 『太祖実録』卷七十、洪武四年十二月丙戌条。『太祖実録』の記事の多くは先行研究で紹介されているが、とくに必要な場合以外は、煩を避けて逐一注記しない。

(10) 『太祖実録』卷七十、洪武四年十二月乙未条。

(11) 曹永和前掲「試論明太祖的海洋交通政策」、檀上「華夷秩序」第一章「明初の海禁と朝貢——明朝専制支配の理解に寄せて——」。

(12) 蘭秀山の乱については、藤田明良「蘭秀山の乱」と東アジアの海域世界——一四世紀の舟山群島と高麗・日本——(『歴史学研究』六九八号、一九九七年)、陳波「蘭秀山の乱と明初海運の展開」(『九州大学東洋史論集』三九号、二〇一一年)など参照。

(13) 池内宏「高麗辛禔朝に於ける鉄嶺問題」(『満鮮史研究』中世第三冊、吉川弘文館、一九七九年)二五一〜二五三頁。

(14) 榎本『日中交流』一七七〜一八〇頁。

(15) 陳波前掲「蘭秀山の乱と明初海運の展開」九四〜一〇一頁。

(16) 『太祖実録』卷七十六、洪武五年九月己未条。

(17) 大隅晶子「明初洪武期における朝貢について」

- (17) 『MUSEUM』三七一号、一九八二年) 二二二～二四頁。
- (18) 『太祖実録』卷四十五、洪武二年九月壬子条。
- (19) 『太祖実録』卷二百四十五、洪武三十年八月丙午条。
- (20) 『太祖実録』卷二十八下、呉元年十二月是月条。
- (21) 高榮盛前掲『元代海外貿易研究』一六四～一六八頁。
- (22) 『太祖実録』卷十二、癸卯歲閏三月丁丑条。
- (23) 榎本涉『僧侶と海商たちの東シナ海』(講談社、二〇一〇年) 二〇八～二一〇頁。
- (24) 『太祖実録』卷四十九、洪武三年二月甲戌条。
- (25) 鄭曉『今言』卷三、二百八。
- (26) 佐久間『日明関係史』五二頁、檀上『華夷秩序』七八・八三頁など。
- (27) 岩井『朝貢・海禁』九四頁。
- (28) 王磐『王常宗集』補遺「送朱道山還京師序」。
- (29) 高榮盛前掲『元代海外貿易研究』一二二～一二六頁、四日市康博「元朝南海交易経営考——文書と錢貨の流れから——」(九州大学東洋史論集) 三四号、二〇〇六年。
- (30) 王磐『王常宗集』続補遺「泉州阿義士伝」。陳高華『元代泉州船舶』(元史研究論稿) 中華書局、一九九一年、榎本『日中交流』二五五頁參照。
- (31) 顧嗣立『元詩選』三集、陸仁「金石交為孫陳二義士賦」。
- (32) 陳高華前掲『元代泉州船舶』四三〇頁、榎本『日中交流』二五五頁。
- (33) 『太祖実録』卷四十二、洪武二年五月癸丑条。
- (34) 洪武初年の高麗・明朝関係については、末松保和「麗末鮮初における対明関係」(『高麗朝史と朝鮮朝史』末松保和朝鮮史著作集五、吉川弘文館、一九九六年) 一三六～一七一頁參照。また最近の研究として、David M. Robinson, “Rethinking the Late Koryŏ in an International Context,” *Korean Studies*, vol. 41, 2017がある。
- (35) 大隅前掲「明初洪武期における朝貢について」一二三～二四頁。
- (36) 洪武初年の高麗の朝貢貿易については、須川英徳「高麗後期における商業政策の展開——対外関係を中心に——」(『朝鮮文化研究』四号、一九九七年) 三四～三九頁參照。
- (37) 『太祖実録』卷五十七、洪武三年十月丁巳条。
- (38) 『太祖実録』卷六十二、洪武四年三月己亥条。
- (39) 『高麗史節要』卷三十三、辛禡四、禡王十四年六月条。須川前掲「高麗後期における商業政策の展開」三七頁參照。
- (40) 『太祖実録』卷六十八、洪武四年九月丁丑条。
- (41) 『史文』卷二「蘭秀山叛賊干連人高伯一発回答」。藤田前掲「蘭秀山の乱」と東アジアの海域世界」二九頁參照。

- (42) 『高麗史』卷四十三、恭愍王世家六、恭愍王二十一年五月甲戌条。『高麗史節要』卷二十九、恭愍王二十一年六月条。藤田前掲論文二九頁参照。

- (43) 『高麗史』卷四十四、恭愍王世家七、恭愍王二十二年七月壬子条。

- (44) 村井章介『アジアのなかの中世日本』（校倉書房、一九八八年）第二部Ⅳ「日明交渉史の序幕——幕府最初の遣使にいたるまで——」、佐久間『日明関係史』第一編第一章「明初の日中関係をめぐる二、三の問題——洪武帝の対外政策を中心として——」。

- (45) 伊藤松『隣交微書』三篇卷一、克勤「致延暦寺座主書并別幅」。

- (46) 村井前掲「日明交渉史の序幕」二四五～二四七頁。

- (47) 岩井『朝貢・海禁』一〇四～一〇六頁

- (48) 『高皇帝御製文集』卷十六、雜著「設礼部問日本国將軍」。

- (49) 義堂周信『空華日用工夫略集』卷一、応安元年十二月十七日条。榎本『日中交流』第三部第一章「一四世紀後半、日本に渡来した人々」二一七～二一九頁。

- (50) 榎本『日中交流』二二一～二二六、二六六頁。

- (51) 義堂周信『空華日用工夫略集』卷一、応安三年十一月

三日条。檀上前掲「万国珍海上勢力と元末明初の江浙沿海地域社会」一八四～一八五頁参照。

- (52) 『太祖実録』卷五十、洪武三年三月是月条。

- (53) 義堂周信『空華集』卷十五「文溪説」。榎本『日中交流』二二六～二二七頁参照。

- (54) 榎本涉「元日本僧椿庭海寿と元末明初の日中交流——新出僧伝の紹介を兼ねて——」（『東洋史研究』七〇巻二号、二〇一一年）二八四～二八八頁。

- (55) 『大日本史料』第六篇之四十（東京大学出版会、二〇〇〇年）、応安七年三月二十二日条所引、『雲門一曲』三三二頁。

- (56) 『太祖実録』卷九十、洪武七年六月乙卯条。村井前掲『アジアのなかの中世日本』二五八～二六一頁参照。なお竹貫友佳子「日明交流と天界寺——日本国僧宗嶽等についての一考察——」（『禅学研究』九〇号、二〇一二年）は、宗嶽らは天界寺の季潭宗渤に南浦紹明語録の序文執筆を依頼するため、遣明船とは別に入明したと推定するが、確実な論拠はなく、彼らが正式な使節員ではなくとも、遣明船に同乗していた可能性は高いと思われる。

- (57) 竹貫前掲「日明交流と天界寺」三一～四〇頁。

- (58) 伊藤松『隣交微書』三篇卷二、宗渤「贈日本僧」。

(59) 曹永和「明洪武朝的中琉関係」(前掲『中国海洋史論集』所収)二〇九～二一九頁。

(60) 石井米雄「タイの中世国家像」(池端雪浦編『変わる東南アジア史像』山川出版社、一九九四年)、同「港市国家アユタヤー」(飯島明子・小泉順子編『タイ史』山川出版社、二〇二〇年)一五〇～一六二頁。

(61) 藤原利一郎「明初における暹羅との交渉」(東南アジア史の研究』法蔵館、一九八六年)三～一六頁。

(62) 『太祖実録』卷八十八、洪武七年三月癸巳条。檀上『華夷秩序』九七頁、註(28)では本条により、この時点で朝貢貿易以外の民間貿易は禁じられていたと説くが疑問である。

(63) 石井前掲「タイの中世国家像」一三四～一三七頁、同前掲「港市国家アユタヤー」一五七～一六一頁。

(64) 『太祖実録』卷六十七、洪武四年七月乙亥条。

(65) 『太祖実録』卷五十五、洪武三年八月己巳条。

(66) 和田清編『明史食貨志訳注』(東洋文庫、一九五七年)下巻、八四七～八四九頁。

(67) 『太祖実録』卷七十九、洪武六年二月庚辰条。

(68) 山田憲太郎『東亜香料史研究』(中央公論美術出版、一九七六年)三〇四～三〇七頁。

(69) 深見純生「海峡の覇者」(石井米雄編『岩波講座東南アジア史2 東南アジア古代国家の成立と展開』岩波書店、二〇〇一年)。

(70) 深見前掲「海峡の覇者」一三六～一三七頁、山崎岳「ムラカ王国の勃興——一五世紀初頭のムラユ海域をめぐる国際関係——」(中島榮章編『南蛮・紅毛・唐人——一六・一七世紀の東アジア海域』思文閣出版、二〇一三年)四六～四八頁。

(71) 深見前掲「海峡の覇者」一三六～一三七頁、山崎前掲「ムラカ王国の勃興」四六頁。

(72) 『高皇帝御製文集』卷六、勅「命中書西河等处中糧」。

(73) 『太祖実録』卷四十四、洪武二年八月癸未条。

(74) 『太祖実録』卷百二十一、洪武十一年十二月丁未条。同書卷百四十一、洪武十五年正月乙未条。

(75) 大隅前掲「明代洪武帝の海禁政策と海外貿易」五〇六～五一六頁。

(76) 檀上『華夷秩序』七二～九〇頁、一三七～一四三頁。

(77) 岩井「朝貢・海禁」八五～一二四頁。

(78) 榎本涉も、洪武七年以降は「日明間の僧侶の往来事例は減少し、使船以外で往来した確実な事例を提示することはできなくなる」と指摘する。榎本『日中交流』一三三頁。

(79) 『太祖実録』卷七十六、洪武五年十月甲午条。『高麗史』卷四十四、恭愍王世家七、恭愍王二十二年七月壬子条。『太祖実録』卷八十八、洪武七年三月癸巳条。

(81) 岩井『朝貢・海禁』七二～七四頁。

(80) 『太祖実録』卷百六、洪武九年五月乙卯条。

(九州大学人文科学研究院准教授)

riod. The author then addresses the discussions in the White Tiger Hall held during the reign of Emperor Zhang, which were decisive for spreading the notion of decorum, and analyzes perceptions held regarding the military at the time based on *Baihu Tong*, which summarizes the results of those discussions. As described there, the philosophy of *The Methods of Sima* relates to “the principles in the *Spring and Autumn Annals*” and ideas in the weft texts. On the other hand, “military ritual” of the Han Dynasty had followed *The Methods of Sima* since the second half of the Former Han Period.

The author concludes that Han perceptions from *The Methods of Sima* connected with “military ritual” and “the ritual regulations for meeting each other” determined the notion of decorum, which was developed during the Former Han period, and was then adopted by the Later Han Dynasty, leading to the bureaucratization of the military.

Ming Dynasty Maritime Trade during the Early Reign of Emperor Hongwu before the Unification of the Tribute Trade and Maritime Restrictions

NAKAJIMA Gakusho

This article discusses the development of maritime trade during the early reign of Emperor Hongwu 洪武, spanning the firm establishment of the Ming Empire in 1368 and the abolition of the Maritime Trade Supervisorates (*shibosi* 市舶司) in 1374, by examining the Chinese, Korean and Japanese primary sources. Emperor Hongwu repeatedly issued maritime restriction edicts and strictly prohibited private maritime voyages shortly after his enthronement, probably in response to the revolts of maritime bandits of Lanxiushan 蘭秀山 in the Zhoushan Islands. In late 1371, Hongwu again issued a maritime restriction edict to protect the imperial fleet carrying provisions for the military campaign in Liaodong 遼東. Thereafter, he ordered strict maritime restrictions along the Zhejiang 浙江 coast, not allowing even fishing

boats to sail the high seas.

On the other hand, Hongwu proactively dispatched envoys to neighboring countries immediately after his enthronement, in order to persuade them to conduct tribute trade with his court. In addition, he established Maritime Trade Supervisorates in all the main trading ports, entrusting to them the regulation of private trading ships and the collection of custom duties. He also encouraged private sector maritime trade, such as accepting “contributions” from the merchants in Quanzhou 泉州.

Among its neighbors, the Goryeo 高麗 Kingdom was particularly active in promoting the tribute trade; and Hongwu reciprocated by recognizing duty exemptions for Goryeo envoys and the private traders accompanying their tribute ships, resulting the bulk of commodities brought from Goryeo being carried in private bottoms. On the other hand, disputes over the tribute trade with Japan could not be settled despite Hongwu’s efforts to negotiate a settlement with the Muromachi Shogunate. This did not prevent many Japanese, especially Zen monks, from traveling to China on the trading ships that did sail between the two countries.

Among the countries of Southeast Asia, the Kingdom of Ayutthaya vigorously promoted the tribute trade, given the close relations between the Thai royal house and Chinese immigrants. Furthermore, the fact that Hongwu ordered the voluminous amount of pepper imported from the Sanfoqi 三佛齊 (Strait of Malay region) to be allotted for purchasing provisions for Chinese garrisons along the northwest border reveals the huge scale of the Southseas (Nanhai 南海) trade being conducted by tribute and other trading ships at that time.

Since no records of private maritime trade between the Ming Dynasty and its neighbors can be found after the abolition of the three Maritime Trade Supervisorates on late 1374, it is highly probable that the consolidation of the Tribute Trade and the Maritime Restrictions system came about at that moment, exacerbated by rising diplomatic and military tensions along the inland and maritime borders of the Ming Empire. Then in 1376, Hongwu also prohib-

ited foreign trade along the northwestern border, resulting in the greater part of both maritime and inland foreign commerce being subsumed under the tribute trade system.

Vietnamese Genealogy as an Informed Source on Fengshui Discourse
during the 19th Century: Records of the Doan Family of
Huu Thanh Oai near Hanoi

JO Ho-yeon

This article attempts to show that the social and political characteristics of Vietnamese fengshui 風水 are truly informed by genealogical sources, which were written by same Confucian scholars as the theoretical texts of fengshui for promoting their ancestors to gain their favor, thus reflecting socio-political reality.

The Doan Family (Đoàn tộc 段族) from Huu Thanh Oai 右清威 commune, which differs from the widely researched aristocratic elite founders of state politics and rural communities, in that its influence stemmed from its relationship to the Court of Trinh Lords (Trinh vương phủ 鄭王府) during the 18th century and became the first elite to establish itself through the 19th century state examination system. The Doan family's genealogy, *Đoàn tộc phả* 段族譜, was written by a member who had passed the local examination; and for that reason contains no reference to imperial edicts (letters of appointment) or legends regarding the family as pioneering actors in state or village origins. Instead, the Doan family genealogy is designed to strengthen family bonds through fengshui practices, the rich description of which traces the appearance of fengshui in Vietnam at that time.

Đoàn tộc phả informs us of three characteristic features of early modern Vietnamese fengshui, the first of which is that while the original fengshui masters were Chinese “Northern people” (*bắc nhân* 北人), native Vietnamese